○近畿地方整備局告示第八十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十五日　近畿地方整備局長　上総　周平

(一)　路線名　供用の区間　図面縦覧場所

(二)　百六十一号　高島市永田字二ノ坪一五〇一番から同市勝野字喜呂一五三三番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

(三)　供用開始の期日　平成二十二年三月二十五日

○近畿地方整備局告示第八十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十五日　近畿地方整備局長　上総　周平

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
橿原市新堂町五二番一から五條市小山町一三三番二まで	前	A　八・三五～三六・〇〇メートル	五一・五〇～五一・三一キロメートル	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	B　三六・〇〇～三五一・八九	一五・三一五～六・五三五	
		A　八・三五～三六・〇〇	五一・五〇～一五・三一五	
		C　三五一・八九～二二・八〇	一二六・八〇～六・二八七	

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局奈良国道事務所

○近畿地方整備局告示第八十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月二十五日　近畿地方整備局長　上総　周平

一　施行者の名称　大阪府

二　都市計画事業の種類及び名称　平成九年建設省告示第千七十七号南部大阪都市計画道路事業三・四・二百十九―八号和泉中央線

三　事業施行期間　自平成九年四月七日至平成二十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○中国地方整備局告示第五十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

中国地方整備局長　福田　功

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
三原市本郷町南方字佐田七七八三番一から同市本郷町南方字二本松八八二七番一まで	前	一〇・七〇～二六・九〇メートル	〇・六三三キロメートル
	後	一三・〇〇～二八・二〇	〇・六三三

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局福山河川国道事務所

○中国地方整備局告示第五十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十五日　中国地方整備局長　福田　功

(一)　路線名　供用の区間　図面縦覧場所

(二)　二号　三原市本郷町南方字佐田七七八三番一から同市本郷町南方字二本松八八二七番一まで　中国地方整備局及び同局福山河川国道事務所

(三)　供用開始の期日　平成二十二年三月二十五日

○中国地方整備局告示第五十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十五日　中国地方整備局長　福田　功

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
福山市津之郷町大字津之郷字小森一一〇番五から同市津之郷町大字津之郷字上開地二六五番一まで	前	一五・三〇～二四・五〇メートル	三五・四〇〇キロメートル
	後		〇・六六五

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局福山河川国道事務所

○中国地方整備局告示第五十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十五日　中国地方整備局長　福田　功

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百八十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
岡山市北区一宮字菰田一一三番一から同市北区一宮字下丸池九九番三まで	前	九・〇〇～一〇・〇〇メートル	〇・二四一キロメートル
	後	一〇・五〇～一二・〇〇	〇・二四一

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

○中国地方整備局告示第五十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十五日　中国地方整備局長　福田　功

(一)　路線名　供用の区間　図面縦覧場所

(二)　百八十号　岡山市北区一宮字菰田一一三番一から同市北区一宮字下丸池九九番三まで　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

(三)　供用開始の期日　平成二十二年三月二十五日